

令和2年度補正 島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金 【公募要領】

中小企業課

1. 島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、一層厳しい経営状況にある県内事業者等に対して、新型コロナウイルスへ対応した事業に転換し、既存事業から異分野への進出を図る取組の経費の一部を補助することにより、事業継続を後押しし、円滑な事業承継を促進することにより、休業又は廃業の防止を目的とする。

2. 対象事業者

以下の要件の全てを満たすこと。

【要件】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
島根県内に主たる事業所又は工場を有するものであること。
現経営者の年齢が、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で50歳以上であり、概ね10年以内に事業承継を予定していること。
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づく経営革新計画の承認を受けた事業計画を有していること。
みなし大企業（※1）でないこと。
島根県税の滞納がないこと。
暴力団又は暴力団員に関する以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等が、暴力団ではないこと。 ・ 法人等の役員等が暴力団員ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。 ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。 ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。 ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
日本標準産業分類における以下の業種に属する事業を主たる事業として営む事業者でないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大分類 A（農業、林業） ・ 大分類 B（漁業） ・ 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 小分類 803（競輪・競馬等の競争場、競技団） ・ 細分類 8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。）） ・ 細分類 8096（娯楽に附帯するサービス業）のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 ・ 大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 中分類 93（政治・経済・文化団体） ・ 中分類 94（宗教）
公序良俗に反する事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される

事業でないこと。
国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
支援機関（※2）による支援体制が整っていること。
金融機関による支援体制が整っていること。

※1 みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

※2 支援機関

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団

3. 補助対象経費、補助率、補助上限

補助対象経費	補助率	補助上限
備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、外注費、広報費	2/3	500万円

※事業者1者につき1申請を限度とし、申請する事業の経費は、補助対象経費の下限である100万円を超える金額とする。

4. 事業者の補助対象期間 令和4年2月28日まで

5. 公募期間

- ・公募期間は、令和3年3月18日（木）から令和3年4月28日（水）です。期日までに事業計画申請書（要領様式第1号）を支援機関に提出してください。（必着）
- ・支援機関から県への提出は、令和3年5月12日（水）までとします。事前調査票（要領様式第2号）を作成の上、事業者から提出された事業計画申請書（要領様式第1号）に添えて、県に提出してください。（必着）

6. 申請書の提出先

以下のそれぞれの提出先に申請書を提出してください。

提出者	提出先
事業者	以下のいずれかの支援機関 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 ・商工会 ・島根県中小企業団体中央会 ・公益財団法人しまね産業振興財団
支援機関	島根県商工労働部中小企業課

7. 申請書類

申請には、以下の書類が必要になります。様式は、島根県中小企業課ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/keieikaizenshien.html>) からダウンロードしてご使用ください。

全員	事業計画申請書（要領様式第1号）
	事業実施計画書（要領様式第1号の別紙）
	事業収支予算書（要領様式第1号の別紙）
	申請直近2期の決算書
	補助対象経費の見積書等
	県税納税証明書（全項目に滞納がない旨の証明。写しでも可。）
	経営革新計画の承認書の写し（承認申請中で、承認書の写しを添付できない場合は、承認申請書の写しを添付すること。なお、承認書の写しは交付決定までに提出すること。）
	暴力団排除に関する誓約事項
法人の場合	履歴事項全部証明書（写しでも可。）
個人の場合	住民票（個人番号の表示がないもの。写しでも可。）
※企業の概要がわかるもの（パンフレット等）がある場合は提出してください。	

8. 審査基準及び審査方法

審査基準及び審査方法については以下のとおりです。

審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業の経営状況の分析の妥当性 ・既存事業から異なる事業への転換や異分野への進出となっているか（日本標準産業分類の小分類が異なる事業であること） ・転換や異分野への進出先として、ターゲット・狙いの適切性 ・事業計画の熟度 ・事業の透明性・適切性 ・事業者の熱意
審査方法	<p>審査委員会を招集し、事業者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施します。</p> <p>その後、委員による採点結果により、採択を決定します。</p>

- ・審査委員会の招集日程の詳細は別途お知らせします。（令和3年5月中旬～5月下旬を予定）
- ・審査の結果は、後日、県から郵送します。
- ・審査の結果に関する異議申し立ては、受け付けません。

9. 公表

採択された事業は、事業主体名、事業名（テーマ）について、島根県中小企業課ホームページで公表します。

10. 補助金の詳細については、以下の要綱等でご確認ください。

- ・「島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金交付要綱」
 - ・「島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金実施要領」
 - ・「島根県新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金利用の手引き」
- ※要綱等は、島根県中小企業課ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/keieikaizenshien.html>) で公開しています。

11. 経営革新計画について

原則、公募期間終了日（令和3年4月28日）までに承認を受けている必要がありますが、公募期間終了日までに承認書の提出が間に合わない場合でも、採択後の交付決定日までに承認を受けていれば可とします。

12. 経営革新計画に関する問い合わせ先

（1）計画策定や承認申請に関すること

お近くの支援機関にお問い合わせください。

（2）県の担当窓口

【出雲・隠岐圏域】

島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）

〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）

電話：0852-22-5288 FAX：0852-22-5781

【石見圏域】

西部県民センター商工観光部（商工振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254（浜田合同庁舎2階）

電話：0855-29-5649 FAX：0855-22-5306

13. 補助金に関する問い合わせ先

【県の担当窓口】

島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）

〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）

電話：0852-22-5288 FAX：0852-22-5781